

# ダブルトラック規定) を見直すべき時期



長谷川 芳樹 所長・弁理士

特許の有効・無効の対世的な判断は特許庁の無効審判手続で行なわれ、裁判 所は侵害訴訟の場面でその有効性を対世的に否定することはできない。しか し、特許法104条の3は、侵害訴訟において「特許が無効審判により無効にさ れるべきものと認められる」ときは、当該訴訟における特許権の行使は許されな い旨を規定している。このため、特許の有効・無効の判断が特許庁(無効審判)と 裁判所(侵害訴訟)の双方で争われるというダブルトラックの問題が発生する。

ダブルトラックの賛否は議論が分かれるところだが、知財立国を推進する立 場で、最近の状況変化を鑑みれば、侵害訴訟において特許の有効性を争う余 地を少なくする方向での特許法104条の3の見直しが必要になっている、と 考える。

# 《無効審判の遅延が 「事の始まり」だった》

特許権の侵害訴訟では、特許無 効の審決が確定するまでは特許は 有効なものとして裁判所は抵触性 の有無を判断する、というのが従 前の法の建前であった。このた め、無効審判の審理が遅延したと きは、侵害訴訟における審理が早 期に進行して裁判官が十分な心証 を得たとしても、審決が出るまで 判決を待たなければならず、紛争 の早期解決が妨げられていた。そ こで、裁判所は公知技術の抗弁等 の解釈論を援用し、係争対象物は クレームの文言上の範囲に含まれ るが公知技術と同一であるため特 許権の効力は及ばない、というよう に権利範囲を制限する解釈によ り、特許の有効・無効の議論をす ることなく、権利者敗訴の判決を 違いていた。

この権利解釈論に終止符を打っ たのが有名なキルビー判決(2000年 4月11日、最高裁判決)である。特許の 無効審決が確定する以前であって も、侵害訴訟を審理する裁判所 は、審理の結果、当該特許に無効 理由が存在することが明らかであ ると認められるときは、その特許 権の行使は、特段の事情がない限 り、権利の濫用に当たり許されな い旨判示し、侵害訴訟において無 : 前の法制の基本原則を前提としつ

効理由の存在の明白性を判断する 限度において、特許の無効理由の 存否に関する裁判所の間接的・相 対的な判断の余地を例外的に承認

ここで留意すべき点は、①キル ビー判決当時は特許庁審判の遅延 が常態化し、審理期間は現在の2 倍ほど長期であったこと、②キル ビー判決が認めた裁判所による特 許の有効・無効の判断の余地は、 権利濫用の法理(民法1条3項)の下 で、無効理由の存在の明白性を判 断する限りにおいてであったこ と、③キルビー事件で争われたの は発明の進歩性の問題ではなく、 分割出願に係るキルビー特許の発 明とその原出願に係る発明(拒絶が 確定した発明)との発明の同一性、 という特異な場合の問題であった こと、の3点である。

# 《キルビー判決の「明白性」の 要件を消した立法化》

2005年に新設された特許法10 4条の3(ダブルトラック規定)の趣 旨は、工業所有権法(産業財産権 法) 逐条解説 [第19版] では次のよう に説明されている。

「裁判所は侵害訴訟の場面では 特許の無効理由そのものを直截に 判断する権能を有しないという従

つ、特許制度の特殊性を踏まえ、 キルビー判決がその根拠とした衡 平の理念及び紛争解決の実効性・ 訴訟経済等の趣旨に則してその判 例法理を更に推し進め、無効理由 の存在の明白性の要件に代えて、 侵害訴訟において、当該特許が特 許無効審判により無効にされるべ きものと認められるときは、当該 訴訟におけるその特許権の行使は 許されない旨を明文の規定で定め ることにより、紛争のより実効的な 解決等を求める実務界のニーズを 立法的に実現することとした。」

ここで留意すべき点は、キルビ ー判決の「判例法理を更に推し進 め、無効理由の存在の明白性の要 件に代えて… (中略) …特許無効 審判により無効にされるべきもの と認められる」ことを特許権の権 利行使を制限する要件として明文 規定したことである。キルビー判 決では、特許権の行使が許されな い場合について、「無効理由が存 在することが立証された場合 | で は不充分で、「無効理由の存在が 明らかであることが立証された場 合」を要求されていたが、特許法 104条の3では明白性の要件が取 り払われたことで、特許無効審判 の判断基準と侵害訴訟における無 効の抗弁の判断基準が全く同一と なり、ダブルトラックの問題が顕 在化した。

なお、立法過程で明白性(権利行 使が制限されるのは特許無効理由が存 在することが明らかな場合に限るとす る。) の要件を取り払った理由は、 条文に明白性を要件として入れる と、その要件の意義が明確でない ため無効審判を並行して請求せざ るを得なくなり、結果として侵害 訴訟において無効の判断ができな くなるため、と言われているが、

: やはり特許庁審判の遅延問題が背 : 景にあったようだ。

# 《特許法104条の3の何が問題か?》

問題点は以下に記す4点に集約 できる。

第1は、元々は紛争の一回的解 決を目的とした立法であったはず が、特許法104条の3によって特 許無効審判の判断基準と侵害訴訟 における無効の抗弁の判断基準が 全く同一となったため、逆に紛争 の一回的解決に支障が出るように なった点である。

明治大学知的財産法政策研究所 主催の公開シンポジウム (2011年8 月3日) において、飯村敏明知財高 裁総括判事(当時)は次のように解 説している。

キルビー「特許が無効の可能性 が高いことを理由にして、権利濫 用の理論を用いて、原告の請求を 認容… (中略) …した理由は、本 件発明は、原出願に係る発明と実 質的に同一の発明であり、原出願 の拒絶査定は既に確定しているこ とから、本件発明が無効とされる ことは確実であることという、極 めて特殊な事情があったからだと 推測されます。このような事案の 特異性に鑑みると、最高裁判例の 射程を理解するに当たり、権利濫 用の法理を採用するためのハード ルを極めて高いもの、すなわち、 例外的なものと評価することも可 能であったと思われます。しか し、その後の裁判実務は、『特許 の無効が明らかであること』を理 由として、特許権侵害訴訟におい て、原告の請求を棄却する事例が 数多く見られるようになりまし

特許法104条の3は、キルビー : 判決の射程を狭く理解することな : まう。

く、かつ、その後の下級審の判決 動向を踏まえて立法された。同条 は、無効の抗弁の対象を無効理由 の全範囲としただけでなく、キル ビー判決中の明白性の要件を取り 払った権利行使の制限規定となっ ており、問題が多い(その後、特許 法104条の4の新設により紛争解決 機能の強化が図られているが、特許法 104条の3によるダブルトラックの 本質的な問題は解決されていな い。)。このため、無効の抗弁の対 象範囲から進歩性(29条2項)を実質 的に除外する、等の見直しを求め る声は少なくない。

なお、平成25年度特許庁産業 財産権制度問題調査研究報告書に は、「短期間の間に条文を度々変 えるのは妥当ではない」とする委 員の意見が紹介されているが、特 許異議申立制度は2003年に廃止 されて2015年に復活したのであ るから、2005年に立法された本 条が2015年以降に見直しの対象 になったとしても全く問題ないだ ろう。

第2の問題点は、権利者の防御 負担を過重にしてイノベーション の促進を阻害していることであ る。特許係争では、①特許の有 効・無効性、②係争対象物の抵触 性、③損害額(損害賠償請求の場 合) の3点で争われるが、現行法 の下で権利者は、①の問題につい て、特許庁と裁判所の双方で防御 しなければならない。特許の有 効・無効という同じテーマについ て、別々のところで議論しなけれ ばならない無駄(重複労力)と、そ こに必要とされる権利者の負担は 大きく、新産業の創成やベンチャ ーの起業が期待される知財創造サ イクルのブレーキ役を果たしてし

認される場合があるとするなら、 それは、無効審判の審理が遅延し ている状況下で、侵害訴訟におけ る審理が早期に進行して裁判官が : 合を折れ線グラフで示している。 十分な心証を得てしまったため、 審決を待つことなく判決して紛争 の早期解決を実現するような場合 であるが、最近の状況は特許法1 : 地裁での侵害訴訟の判決前に審決 : に比べて合議制は、正確、公平かつ安 04条の3が立法された頃とは全 く異なっている。

# 《地裁判決より先の 特許庁審決が常態化》

そこでクローズアップされるの の状況は過去のものになっている。 が第3の問題点であり、無効審判 の審理期間の大幅短縮により侵害 : 訴訟で特許の有効・無効を判断す る必要性が事実上消滅している、 という現在の状況である。グラフ

継続している場合の双方の審理期 間を棒グラフで示し、侵害訴訟の 判決前に審決された無効審判の割

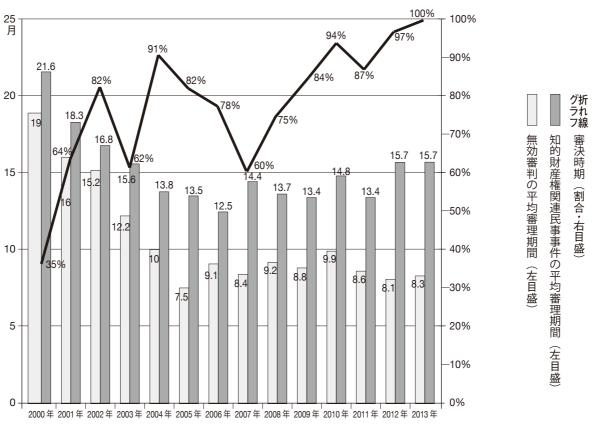
無効審判は、キルビー判決(2000 : 年) 当時と比べると半分以下の8カ 月で審決されるようになっており、 : がされる割合は、2012年に97%、 2013年には100%となっている。 特許法104条の3が立法された頃 とは全く状況が異なっており、ダブ ルトラックが容認される審判遅延 :

なお、侵害訴訟における無効の 抗弁の適否判断では、裁判所調査 : 大阪地裁での侵害訴訟と特許庁審 官が重要な役割を果たす。裁判所 : 判部での無効審判とで比較したと 調査官制度は、法曹資格は有する : が技術的には素人の裁判官の特許 : すと考えるべきだろうか。

このようなダブルトラックが容 1は、侵害訴訟と無効審判が同時 技術的な判断をサポートする制度 : であるが、調査官の多くは特許庁 審判部からの出向である。東京・ 大阪地裁では、各事案につき1名 の調査官が裁判の合議体に付いて : いるが、特許庁の無効審判では、 各事案につき当該技術分野の3名 の審判官が合議体を形成し(独任制 : 定した判断が可能になるメリットがある と言われている。)、特許の有効・ 無効を審理している。

> エレクトロニクス、バイオ、コ ンピュータ等の先端技術を含む多 様な技術分野の発明の進歩性等を 実質的に審理する主体を、東京・ : き、どちらが適切な判断をもたら

### 《グラフ1》侵害訴訟と無効審判の審理期間



(最高裁HP、特許庁HPの資料に基づき筆者作成)

## 《ダブルトラックと「和解」の問題》

今年2月に都内で開催されたフ ォーラムで、知財高裁の設楽所長 から2011~2013年に東京・大阪地 裁で終局した訴訟案件(238件)の分 析結果が発表された。図示すると グラフ2の通りであり、判例タイ ムズNo.1324(2010.8.1)に掲載された 東京地裁知財部(民事29部)の分析 結果と似诵っている。

権利者の勝訴・敗訴に関わりな く、判決で終結した場合にはその 特許の有効・無効に対する裁判所 の判断は判決文にて公開される が、和解で終結した場合には、そ の内容は公開されない。和解は純 粋な民事係争にこそ馴染む解決手 段であるところ、この和解で特許 侵害訴訟の約4割が終結している 点に、ダブルトラックの第4の問 題点がある。

知財権は単なる私的財産権では なく、広く世間に対して独占排他 的な権利を主張できる対世的な効 力を持ち、その点で一種の公共的 な性格を併せ持っている。ところ が、和解で終結すると、特許の有 効・無効が東京・大阪地裁で議論 され大半のケースで裁判官の心証 が形成されていながら、その心証 は和解と称する当事者間の取引の 場で秘密裡に交渉のネタに使われ るだけで事実上の役目を終えてし : う通常裁判所とは別の連邦特許裁

: まう。当事者間のみに影響が及ぶ : 判所で有効性を争うことになって だけの純粋な民事係争に好適な和 解の場に、対世的効力のある特許 の有効・無効性の争いを持ち込む ことになってしまうという点で、特: 許法104条の3には看過できない 問題がある。

控訴審である知財高裁で特許の 有効・無効性と係争対象物の抵触 性が争われるのは当然であるが、 控訴審で的確な判断がなされるよ うにするためには、事実審である 第一審での審理の充実が何よりも 重要である。発明の進歩性に代表 される特許の有効・無効性の争い の第一審は特許庁の無効審判手続 (和解の道はない。)とした上で、係 争対象物の抵触性や損害額の多寡 についての争いの第一審は東京・ 大阪地裁の侵害訴訟として、ここ では和解も駆使するというのが最 適ではなかろうか。和解は円満か つ迅速な紛争解決手法として活用 すべきだが、特許法104条の3の 下で無効理由の存否判断を広範に 委ねられた侵害訴訟の場では、純 粋な民事係争に馴染む和解は活用 されるべきではない。

### 《知財立国を推進するために》

諸外国の制度について言えば、 例えばドイツでは、侵害訴訟を扱 おり、侵害訴訟において特許の有 効性を争うことができない。アメ リカでは、侵害訴訟で特許の有効 性を争うことができるが、裁判所 では特許の有効性推定規定(特許 法282条)が働くので「明白かつ確 信できる証拠(80vs20)」で立証す る必要があり、特許商標庁のよう に「証拠の優劣(51vs49)」の立証 では特許を無効にすることはでき ない。

無効理由の存否判断を広範に侵 害訴訟に委ねる日本の特許法104 条の3は、国際的に見ても問題の ある制度であり、これを見直すに 当たってはアメリカの有効性推定 規定も参考になるだろう。

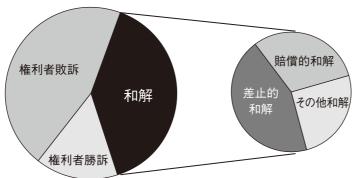
有効性推定規定に関連して、4 月1日に始動した新・特許異議申 立制度に言及しておきたい。制度 の詳細は省くが、この制度ができ たことにより、特許の有効性に対 する信頼性は大いに高まると思わ れる。

特許庁審査官による職権審査 が、産業界や大学からの異議申立 という一種の公衆審査により補完 され、特許の有効性審理のレベル が実質的にアップするからであ る。また、新・異議申立制度にお ける有効性の審理は、当該技術分 野の審判官3人の合議体によって 行われるのであるから、独任制の 審査官制度や裁判所調査官制度で 生じる可能性があるデメリットを 充分にカバーできる。

有効性に対する信頼性が高くな れば、例えばアメリカのような有 効性推定規定を設けても特許制度 は適正に機能するはずである、と 考えている。

以上





(東京理科大学主催の公開フォーラムで公表されたデータに基づき筆者作成)